

(様式第4号)

交流・文化施設等整備検討委員会 概要

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 会議名 | 交流・文化施設等整備検討委員会 専門委員会 公園広場部会 |
| 2 | 日時 | 平成20年11月11日(火) 午後5時から午後7時まで |
| 3 | 会場 | 上田市役所本庁舎 3階 第2応接室 |
| 4 | 出席者 | 日端座長、土本委員、【欠席委員】なし |
| 5 | 市側出席者 | 大沢政策企画局長、宮川政策企画課長、清水都市計画課長、中山公園緑地課長
伊藤交流・文化施設建設準備室長、若林交流・文化施設建設担当係長、徳田主任 |
| 6 | 公開・非公開等の別 | 公開・一部公開・非公開 |
| 8 | 傍聴者0人 | 記者0人 |
| 9 | 会議概要作成年月日 | 平成20年11月12日 |

協議事項等

- 1 開会(大沢政策企画局長)
 - 2 議事
 - (1) 市民公園・広場の内容及び配置について(事務局による資料1・2の説明)
(本来は司会進行順に発言を記録しますが、本部会は出席委員2名ということから、司会を持たない会話形式で行ったため、その中で出された意見を項目別にご紹介します。)
- (公園の整備内容に関する意見)
- ・区画整理事業の中で公園の位置がある程度決まっているようだが、検討の中で変更していくことも必要。
 - ・市民の皆さんのイメージしている一般的な公園を整備するのであれば、千曲川の流れを利用した水と緑の公園を検討すべき。
 - ・交流・文化施設と市民公園・広場の一体を文化ゾーンとして整備することを考えれば、ごく一般的な公園では面白味がない。
 - ・敷地内の街路樹として桜が考えられるが、上田城の桜を引き立たせるような植栽の方法もある。また、植えるのであれば、一部だけではなく、JT跡地全体に同じテーマを持って行う必要がある。
 - ・既存林の保護は重要であるが、全てを残せば施設が建設できない。移植という方法もあるが非常に経費がかかり、移植後の生育もあまり良くない例もある。必要に応じて伐採し、別の場所に新たに植えた方が樹木として将来的な価値も高い。伐採する場合は、新たに同量かそれ以上に植えるということ。
- (JT跡地全体の利用計画に関する意見)
- ・アリオ上田や警察署との連続性を考えれば、それら施設の内容・機能を十分に把握しておく必要がある。また、それぞれの施設が全体の土地利用に対してお互いに協力することも必要。市の活性化の拠点となるわけであり、この点が非常に重要。
 - ・交流・文化施設には様々な施設、機能の要望があるが、アリオ上田でできる部分はそちらを利用してもらうことも必要。
 - ・文化施設の飲食店は収支の面で運営が難しいため、施設利用者以外にも来店されるような大変素晴らしいものとするか、アリオ上田の飲食店を利用してもらうかのどちらかになる。
 - ・現在の土地利用計画では、アリオ上田開店後、JT跡地内に歩行者と車両が混在することとなるが、歩行者と車両を分離するような方策を考えないと、ありきたりな街の景観になる恐れがある。
 - ・各建物、道路、公園、駐車場を、個々ではなく一体として考える必要がある。利用者の立場としても、この点は非常に重要。
 - ・自然環境への配慮は、交流・文化施設だけでなく、他の施設でも共通のコンセプトを持つ必要がある。

(地区整備計画に関する意見)

- ・地区整備計画の高さ制限について、25mなら景観上問題なく、35mならだめという判断はいかがなものか。地下を掘るという選択もあるが、コストがかかり、土地利用上、設計上、実際の施設利用上も不適當。地区計画を変更することも視野に入れる。
- ・但し書きで「公共公益上やむを得なく、景観及び周辺環境に十分配慮されていると認められるものはこの限りでない」と記載があるので、本施設の場合はこれを適用させるべきではないか。またそのためには、設計コンペ時の条件として、景観について詳細に規定する。

(景観や施設の配置に関する意見)

- ・恐らく半世紀以上、上田のシンボルとして在り続けるこの施設は、文化施設ということもあり、外観が非常に重要な要素となる。
- ・施設はホールと美術館で分棟にすると建設費が大きくなるが、適切な配置や外観を考えれば中庭の設置や廊下でつながるなどの案も必要。
- ・設計コンペの際、設計の範囲を建物部分に絞るのか、公園など全体の配置を含めた範囲とするのか、非常に悩ましいところ。ある程度の方向性を明確にしておくことが必要。

(2) 今後の予定について (事務局による資料 3 の説明)

(3) その他 (なし)

3 閉会 (大沢政策企画局長)

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。